

平成18年 9 月 8 日
午前10時00分開議
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（32名）

1 番	佐 藤 博	2 番	武 田 正 樹
3 番	小坂井 実	4 番	佐 藤 高 清
5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
7 番	村 井 邦 彦	8 番	新 田 達 也
9 番	渡 邊 昶	10番	伊 藤 正 信
11番	栗 田 和 昌	12番	杉 浦 敏
13番	炭 竈 ふく代	14番	三 浦 義 美
15番	浅 井 葉 子	16番	中 山 金 一
17番	前 田 勝 幸	18番	安 井 光 子
19番	佐 藤 良 行	20番	高 橋 和 夫
21番	立 松 一 彦	22番	水 野 博
23番	高 橋 清 春	24番	木 下 道 郎
25番	宇佐美 肇	26番	久 保 文 哉
27番	黒 宮 喜四美	28番	四 方 利 男
29番	大 原 功	30番	村 上 末 松
31番	原 沢 久 志	32番	三 宮 十五郎

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

15番	浅 井 葉 子	16番	中 山 金 一
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	川 瀬 輝 夫	助 役	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	北 岡 勤
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	服 部 輝 男	開 発 部 長	横 井 昌 明
教 育 部 長	平 野 雄 二	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	監 査 委 員 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義

企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	飯 田 宏 基		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	条例議案第75号	弥富市国民健康保険条例の一部改正の件	
日程第 3	議 案第45号	平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 4	議 案第46号	平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 5	議 案第47号	平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 6	議 案第48号	平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 7	議 案第49号	平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 8	議 案第50号	平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 9	議 案第51号	平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第10	議 案第52号	平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件	
日程第11	議 案第53号	平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第12	議 案第54号	平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第13	議 案第55号	平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第14	議 案第56号	平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第15	議 案第57号	平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	
日程第16	議 案第58号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件	

日程第17	議	案第59号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第18	議	案第60号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより平成18年第3回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、浅井葉子議員と中山金一議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 条例議案第75号 弥富市国民健康保険条例の一部改正の件

日程第3 議 案第45号 平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第4 議 案第46号 平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第5 議 案第47号 平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第6 議 案第48号 平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議 案第49号 平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第8 議 案第50号 平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第9 議 案第51号 平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第10 議 案第52号 平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第11 議 案第53号 平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第12 議 案第54号 平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 議 案第55号 平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 議 案第56号 平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 議 案第57号 平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 議 案第58号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第17 議 案第59号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第18 議 案第60号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

○議長（大原 功君） この際、日程第2、条例議案第75号から日程第18、議案第60号まで、

以上17件を一括議題といたします。

本案17件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

まず、佐藤博議員。

- 1 番（佐藤 博君） 平成17年度の弥富町歳入歳出決算事項別明細書 166ページ、海部津島環境事務組合負担金 5 億58万 5,000円に関連して質問をいたします。

これは、特に今、新聞紙上でも問題になっております談合問題、これに対して公正取引委員会がいろいろと発言をしておる、あるいはまたそういうことから、今回、八穂クリーンセンターのごみ焼却施設の入札問題で、業者から押収したノートを根拠に公正取引委員会が談合を認定したことによって、この環境事務組合に対して二つの監査請求が出されたことが新聞紙上に掲載されたことによって、住民の中には何か多額の税金が浪費されているんじゃないかというような大きな疑惑と不信が寄せられています。金額が多額であるために、この問題の解明と住民への経過説明、管理者の対応、解決は極めて重要な問題として考えていかなければならないと思うのであります。これは川瀬市長個人の問題ではありませんし、またこういう施設の入札ということについては非常に難しい問題があると思うんです。これは設計・施工であるという観点から大変難しい問題があると思いますが、チェックだけはきちっとして、またその結果がこういうような形で公正取引委員会から指摘をされたということであれば、やっぱり管理者である川瀬市長が市民にきちっと説明をされ、その対応を示されることが非常に私は大事な問題だと思えます。

したがって、この問題をきちんと説明されないと、いろんな角度から弥富市政にも少なからぬ影響も懸念されると思われまますので、現在までの状況と市長の考え方について、できる限りみんなに理解されるように御説明をいただきたいと思えます。特にそういう点で、これは弥富市だけの問題ではありません。全体的な問題でありますけれども、それぞれの関係住民にしては極めて重要な問題でありますので、その点を明確に、川瀬市長から経過の説明と今後の対応について明快なる御答弁を賜りますようお願いいたします。

- 議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

- 市長（川瀬輝夫君） 今の御質問に対してお答えいたします。

この海部津島環境事務組合の管理者を今やっておりますので、不幸中の幸いといいいましょ  
うか、幸い中の不幸と申しましょ、お答えすることとさせていただきます。

その負担金を先ほど言われましたが、膨大な金額でございますし、施工は約 200億ぐらい  
でございます、その中で実行されたということとでございます。そのときの管理者は、七宝  
の町長、それから津島の市長ともどもに連名で管理者をやっていたら、昨今、そ  
の尾を引いて、私が管理者のときにこういう話が出てきたということとでございます。

と申しますのは、先ほど言われましたように、6月27日の公正取引委員会の審判の審決が

ございました。それによりますと、名古屋市はこれは不正であるというようなことで、賠償請求を行っております。さらに瀨瀨と申しましょうか、この衛生組合もまたしかりだと。名古屋市がそうだとそうじゃないかという、疑いの目というとおかしいんですが、そういう事実じゃないかと。それから心証もそうです。各組合がありますが、それぞれの請求の方針を、一応はそういう事実があったならば、これは捨ておきならんということで、8月22日、海部郡の市町村全部の市町村長に集まっていただきまして、その会合で厳正に対処することが決定されましたので、もしこれが事実ならばいけないので、当然請求を求めるというような状況でございます。

以上、簡単でございますが、今のところはそういうことでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） 現在、川瀬市長が管理者であるがために、これは対応を見誤らないように、ぜひ私は要望を兼ねて申し上げたいと思うわけであります。

特に今回の場合には、こういう施設、例えば建設とか土木工事のように設計者とその施工業者とが別々という場合には、またそれなりの責任が両方に出てくることもあるわけなんです。これは設計・施工ということでもありますので、予定価格とか、あるいは契約金額とかいうものがどうしてもきちっとチェックができないという難しさがあることは、私、承知しておるわけであります。

今、8月22日に管理者会議で厳正に対処するということが決まったのでということではありますが、一番私が心配するのは、今回業者から押収したノートといいますか、そういう問題の中で結局談合があったということを公正取引委員会がきちっと認定したということです。こういうことが指摘されておる以上は、非常に対応が難しいと思うんです。ですから厳正な対応ということでありましょうが、談合違約金の引き上げだとか、あるいはまたきちっとそういうような対応をする条例とか、いろいろのものを決めて対処しておるところもたくさんあるわけあります。したがって、厳正に対処するという今の答弁ではありましたけれども、あらかじめ具体的にはどんなような対応をする考え方であるのか、わかっておる範囲でいいですけども、その点を明らかにしていただくことが、市民感情として理解をする上で大事じゃなからうかなと思いますので、厳正な対応という抽象的なことでなくて、具体的にどんなような対応をされる予定なのか、わかる範囲で御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（川瀬輝夫君） いずれにしても、管理者会で賠償の請求の方針を固めましたので、賠償するようにという請求をしていきたいと考えております。佐藤議員の御忠告、大変ありがたく尊重いたします。ただし、いろいろの負担金の5億5,000万の範囲内のことならばいいんですけども、これは議会が違いますので、環境組合の議会のときにはいろいろなことを

答弁していきたいと思いますので、またそのときに議員の皆様方に御報告を願ひまして、私の答弁といたします。

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） ちょっと私、聞き捨てならんことを感じたわけなんです。というのは、環境事務組合の議会ではきちっとするけれども、こういう市議会ではというような、何か市議会を軽視されたようなふうにもとれるわけがありますが、一番直結する問題は、弥富市初め全部の市町村がそれぞれ負担金を払っておるわけなんです。ですから、こういう負担金を払っておる限りは、これはできる限り明らかにしていく。そして、最終的な議決は、それぞれの環境事務組合議会でされるということは大事だと思いますけれども、こういうそれぞれの構成団体の議会に対しても、できる限りきちっと説明をされるということは非常に大きな問題だと思うんです。ちなみに、今回は特に、私が聞くところによりますと、金額的には契約金額が 249億 9,000万円という大きな契約金でありますし、その中で国庫補助金というのが95億 8,830万 7,000円とか、あるいは県の補助金が3億 6,947万 9,000円とか、起債が半分以上占めておるわけです。起債は 151億 3,880万、一般財源は22億 7,597万 8,000円ということで、一般財源が非常に少ない形になっております。しかしながら、この起債を返済していくためには、毎年それぞれの市町村が大きな返済のためのお金を払っていくわけなんです。ですから、弥富の場合でも、今言いましたように5億数千万円の負担金を毎年払っておるわけありますから、そういう点では、これは非常に重大な問題だという認識はぜひ市長もしていただきたいと思います。

ですから、環境事務組合議会で議決はするものの、こういうそれぞれの構成団体である市町村の議会でも、できるだけ丁寧に対応の方法というのはきちっと説明をされることの方が、むしろこの事務組合の信頼にかかわる問題であり、特に管理者にかかわる信頼の問題でありますから、できる限りこの議会でも説明をされるように考えられるべきではなからうかと。前にも環境事務組合でやっておるからここでは関係ないというような、私の発言に対して差しとめをした人もありますけれども、負担金をたくさん払っておるんですから、こういう議会でもきちっとすべきだと私は思いますが、その点、川瀬市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（川瀬輝夫君） 衛生組合の方にも議会がございますし、そちらの方でも一遍いろいろの是々非々をただして、そして詳しいことをまた議会で御質問されるのだったならばお答えいたしますので、よろしくお願いします。

〔1番佐藤博君「自席からちょっと要望だけさせていただきたいと思いますが、いいですか」の声あり〕

○議長（大原 功君） 短くだよ。

○1番（佐藤 博君） はい。

環境事務組合の議会は開いてないというように解釈すればいいわけなんですね。それじゃあ、できればその環境事務組合の議会が開かれて、ある程度方向が決まったら、またこの議会できちっと報告をしていただきたいというように要望しておきます。

○議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

○12番（杉浦 敏君） 平成17年度弥富町一般会計歳入決算につきまして、3点質問いたします。

まず主要施策成果及び実績報告書の91ページ、その道路維持修繕工事請負費の中の問題でございます。この中に側溝の清掃が実施されたということが書かれておりまして、17年度につきましては、前期が110メートル、後期が270メートルとなっております、合計で380メートルの側溝の清掃がなされたと書いてあります。これは15年度、16年度を調べてみましたところ、15年度は合計で2,299メートル、16年度はゼロでした。このように、ここ3年間をとってみましても、施工されております距離が非常にばらついておるわけですが、今市内の各地で、市の費用で側溝の清掃をしてほしいという要望がたくさん私のもとにも寄せられております。申請があったと思うんですけども、申請に対してどれぐらいの実施がなされたか、まずお聞きいたします。

それから、従来、側溝の清掃につきましては、幹線道路、交通の激しいところ、あるいは一般住民がやるには不適切などころなどが、市が清掃を行う基準にされていると聞いておりますが、地域によっては、多額の住民負担で業者に清掃を依頼しているところもあると聞いております。ここ数年、市内の団地でも側溝の整備が進んでおりまして、中にはふたが重くて住民自身では手に負えないというところもふえております。生活排水が流れ込む側溝が多く、悪臭対策、衛生上の問題からも、毎年は無理にしても、基準を決めて、住民が要望するところについては、必要なところは市の責任で清掃をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目、同じく実績報告書の68ページでございます。ここに給食サービス事業委託料というのがございまして、これはひとり暮らしの高齢者を対象にして給食サービスを行うということでありますが、現在は弥富市のやり方は週に1回ということで、これは以前にも質問したことがあるんですけども、近隣の町村、例えば愛西市でも週5回、津島市でも週5回ということで、愛知県内を調べましたところ、21の市ではもう既に週5回になっているということで、週5回が当たり前という状況に今はなっております。また、弥富市の高齢者福祉計画も、平成19年度には週5日の配食サービスを実現するということが目標とされておりますが、ぜひ配食サービスを5日にすべきではないかと考えますが、これについての御答弁をお

願います。

それから、三つ目が同じく報告書の65ページ、児童館費でございます。これも昨年の12月、私は一般質問で質問したことがあるんですけども、今回、実績を見まして、栄南児童館の利用者が非常に去年に比べましても大きく減っております。また、さくら児童館の利用者も、桜学区は人口が多いんですけども、人口の割に利用者が少ないということが表で見えてわかるんですけども、今のやり方は、学校の授業が終わってから一度家に帰ってからでないと児童館が利用できないとなっておるわけですけども、そういうやり方がネックになっているんじゃないかと思われまします。これにつきましても、何らかの工夫といたしますか、改善をお願いしたいと思ひます。

以上3点、質問いたします。

○議長（大原 功君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 側溝の清掃につきましては、地域の皆さんの活動により御協力をいただいております。

御質問の要望に対しまして、どれぐらい実施されているかということでございますが、平成17年度につきましては、申請が6,170メートル、実施した延長が929メートル、約15%でございます。これにつきましては、幹線道路の通行量の多いところや、住宅付近で清掃が困難なところなど、地域の実情に応じて実施させていただきました。また、ふたが重く、清掃が難しいということでございますが、市といたしましては、側溝のふた上げ機の貸し出しや、側溝の新設時、また改修時のときに一定の間隔でグレーチングを配置し、清掃活動がスムーズにできるようにしております。

側溝の清掃につきましては、現状のとおり、地域の皆様のお力をおかりし、市の事業とあわせまして今後も進めてまいります。また、これらの諸問題を解決するために、公共下水道等の整備促進を最重点事業として進めておりますので、皆様方の御理解、御協力のほど、よろしく願ひたいと思ひます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） 民生部の2件の御質問について、お答えをさせていただきます。

1点目の高齢者の給食サービス事業でございますが、これにつきましては、先ほど言いましたように、高齢者保健福祉計画の最終目標年次が来年、平成19年度でございますので、財政状況の厳しい折ではございますが、目標数値に近づけるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

それから2点目の児童館の件でございますが、児童館の利用につきましては、原則、帰宅後に利用していただくことになっております。これは、学校が終わりましてから一たん家庭

に帰っていただいて、保護者に顔を見せるなり、そういうことから児童館に出かけるということで、両親等が心配しないように配慮をしておるわけでございます。また、昨今の新聞報道では、毎日のように各地で児童にかかわるいろんな悲しい、痛ましい事件が発生しておるわけでございますが、児童の安全を確認する上でも適切な対応であるかと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 杉浦議員。

○12番（杉浦 敏君） 再質問いたします。

側溝の件でございますが、申請が6,170メートルありまして、15%しかできてないということで、いろいろ地域の事情を聞きますと、地元の方が協力して掃除をやってみえとか、ある地域におきましては、地元の方がお金を出し合って業者さんを頼んでやっているとかいうことがあるんですけども、やはり先ほど部長も言われたんですけども、ふたを持ち上げる器具を貸し出すとかいうことをされているみたいなんですけど、特に最近高齢者もふえておりますし、団地なんかですと若い方に負担が全部行ってしまうとかいうこともございますので、住民自身の手でできないところはたくさんあるということで、よく聞きますのは、例えば従来ですと、歴史的に申し上げますと、道路の改修とか側溝の改修につきましても、以前は住民負担が幾らかあったんですけども、今は全くありません。そういうことで、住民から依頼があれば極力やっていくと。ですから、そういうふうに住民が負担しているという現状がなくなるようにしていただきたいと思うわけでありましたが、それについての御答弁をお願いします。

それから、給食サービスにつきましては、早急に実施が実現できるようにお願いいたします。

それから児童館の問題ですが、子供たちの安全ということも当然考えなきゃいけないわけでありまして、いろんな事件が今あるということで、それは私も存じておりますけれども、せっかくの施設で利用者が少ないということで、実際、栄南なんかですと非常に学校から子供たちの住んでいるところが遠いということで、一度学校から家に帰っちゃいますとわざわざ出てこなきゃいけないということで、なかなか子供たちの実態に合った運用がなされていないという感じがするわけであります。で、学校と子供たちの親と今まで児童館の問題について協議されたことがあるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 功君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 側溝の住民負担が多いということでございますけれども、申請に対してやられておるところは、現在、幹線道路、交通量の多いところとか、住宅付近の清掃が困難なところということで精いっぱいでございます。側溝の清掃につきましては、地域の住民の方の御協力をお願いしたいということでございます。

○議長（大原 功君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） 児童館の件で御質問いただきましたのでお答えしますが、確かに各地域によって人口の格差がございますので、そういう問題は確かにあります。それから、学校から一たん帰る家庭の距離もございます。ただ、児童館そのものは小学校が終わった子供ばかりではございませんので、小さい幼児が親子でお見えになったり、いろんな方がございますので、それは一概に言えないと思います。ただ、いろいろの内容については、私どもは児童館運営委員会がございますので、その構成メンバーには親御さんも入っておみえになりますので、必要ないろんな案件につきましては、そこで諮りまして協議を重ねておりますが、利用者が少ないという実態については、その都度、報告はしております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 杉浦議員。

○12番（杉浦 敏君） まず側溝の問題でございますが、基準が決められておってやられているわけですが、側溝の整備は、皆さん御存じのとおりかなり進んでおります。団地でもかなりの地域で側溝の整備が進んでいるということで、それはいいんですけれども、結局、側溝の整備をしたことによって、その清掃が非常に難しいという状況が出てきておりますので、長期的に見まして、何らかの住民負担を減らすような方向で、いろんな工夫をしていただきたいということであります。これは要望にしておきます。

それから児童館の件でございますが、先ほども申し上げましたが、せっかくある施設ですから、子供たちの安全を当然考慮に入れまして、本当に子供たちが便利に使えるというふうに、もう一度運営委員会の方でも検討していただきたいと思います。これも要望です。

○議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

○18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回の議案質疑に関して、4点について質問をいたします。

一つは、弥富町の決算書の129ページと十四山の決算書の68ページでございます。

旧弥富町の児童クラブについて、栄南を除いて毎年登録人数はふえてきています。さくら、弥生児童クラブについては、定員50人のところ、ほぼ満員近くになっているようでございます。ここでは、市は緊急度の高いとか、学年の低い子を優先させて入所させているのではないかと、3年生になったら入れてもらえないという話がお母さんの中で広がっていると聞いております。それで、私は1・2年生の方の実態、弥生児童クラブとさくら児童クラブについて調査をいたしました。さくらでは1・2年生が37人、86%、3年生は6人で14%になっています。弥生では1・2年生は42人、88%、3年生は5人、12%と、3年生につきましては両児童クラブとも極端に少なくなっております。1・2年生優先の実態が、この数字から明らかではないでしょうか。

一つ質問ですが、市はこの方針で入所させているのでしょうか、お尋ねいたします。なぜこのような実態になっているのか、御説明をいただきたいと思います。

二つ目の問題ですが、子供を取り巻く環境が悪くなって、国は安全・安心面から6年生までの学童保育を推奨しています。聞いたところによりますと、県の子供課でも今後学童保育に力を入れていきたいと言っているそうです。県の資料によりますと、4年生以上の学童保育をやっているところは、民間を含めて28市町村でございます。6年生までのところもふえているそうです。当市の方針は3年生まで、4年生以上は家で留守番ができるからと、6月議会で前民生部長からのお答えがありました。この答弁を議会だよりで見たお母さんから、今の子供たちを取り巻く環境をどう考えているの、認識不足も甚だしいと怒りの声が私のもとへ届きました。市の見解は、悪くなっている環境から子供を守りたいという親たちの必死の思いにそぐわない。もし何かあれば、行政の責任が問われる問題ではないでしょうか。これについては市長の見解を求めます。

三つ目です。特に子供を取り巻く環境の悪化、安全・安心の点からも、希望者は6年生まで全員入れる児童クラブを考えていくべきだと思います。例えば空き教室の利用や校内の空き地にクラブの部屋をつくるとか、その地域に応じた対応を検討すべきだと思います。これにつきましても市長の見解を求めます。

四つ目、旧十四山村の児童クラブは、平成16年、17年は人数が大幅にふえ、定員オーバーで、東部・西部とも25人ずつの定員になりました。しかし、4月から通常月で25%、夏休みで約30%も子供の数が減っています。この原因について、私はクラブ費が2倍から2.5倍の負担増になったことにあると考えます。所得の低い人、母子家庭の人からは、子供を預けたいけれど負担が重くてとても預けられないという声を聞いています。子供の安全・安心も金次第では、余りにも地方自治法の問題から外れるのではないのでしょうか。保育料金のように、応能負担にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。これにつきましても、市長の答弁を求めます。

二つ目の問題です。介護保険特別会計保険事業勘定に関する質問です。居住費、食費の自己負担導入による特定入所者介護サービスについてお尋ねいたします。

平成17年10月、介護保険法の改定で、食費、居住費が介護保険の対象外になり、原則として全額自己負担となりました。食費、居住費の負担増が余りにも大きいために、全国的に見ましても新聞でも報道されていますが、今の集計では三千数百名の方が施設から退所せざるを得ないという状況が起きているそうです。

それで、国は極めて不十分ではありますが、低所得者対策を設けたのが特定入所者介護サービス費補足給付でございます。旧弥富町では504件、1,378万9,500円、旧十四山村では104件、311万3,710円、これは平成17年の10月から平成18年2月までの数字でございます。

これは決算書にも出ております。合計で 608件、 1,690万 3,210円となっております。

質問です。対象者は利用負担第 1 から第 3 段階の人でございますが、今回の税制改定で介護保険料の上がった人、第 2 段階から第 4 段階になった人、第 3 段階から第 4 段階になった人、第 3 段階から第 5 段階になった人の補足給付はどうなりますでしょうか、お答えください。

二つ目は、この改定後、デイサービスの食費は事業所によって異なりますが、1食 400円が 600円になったり、400円が 550円に引き上げられたりしています。年金が四、五万円の人で月20日のサービスを受けると、利用料 1割と食費を支払います。食費で月 200円の負担増掛ける20日で 4,000円の負担増になることは、本当に低所得者にとっては大変なことです。日数を減らさざるを得ない人も出ています。補足給付の対象にならないデイサービスの食費について、配食サービスと同じように、市が独自に利用者負担の軽減をすべきだと考えますがいかがでしょうか、市長の見解を伺います。

次の問題でございます。旧弥富町の決算書 206ページ、8款 4項 5目、公園費です。旧十四山村の決算書では70ページ、3款 2項 3目、公園施設費等の維持管理について質問をいたします。

まず一つ目、平成17年度旧弥富町の公園施設維持手数料及び公園管理委託料は、平成16年に比較いたしますと 6割弱に減少しています。平成16年が 4,357万 5,000円、平成17年は 2,552万 1,655円、これはどのような理由によるものなのか。また、この金額で公園などの維持管理は支障なく行われていますでしょうか。

二つ目、現在、弥富地区の公園の清掃、除草、樹木の剪定、トイレの清掃は、年に何回、また週に何回で、委託先はどこでしょうか。

三つ目、平成17年度旧十四山村の 3公園、ちびっ子広場の清掃、除草、樹木の剪定、トイレの清掃はシルバーに委託して、公園の除草は年 6回、トイレの清掃は週 1回行われていたということを聞いております。現在ではどのようになっていますでしょうか。各業務の委託先と回数についてお尋ねいたします。

住民の方から、公園の草は伸び放題、特に西公園はトイレが汚くて使う気にならない、市になったらどうしてこんなに汚くなったのか（東公園）、このような苦情が来ております。子供も大人も伸び伸び遊んだり、憩うことができる、市民に愛される公園にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。この点に関しては市長の見解を伺います。

4番目、三ツ又池事業についてでございます。県の事業ですが、新市基本計画の中で、三ツ又池周辺はふれあい水郷ゾーンとして、散策や保養、休養ができ、憩いやいやしを提供する潤いある環境の整備に努めますとうたわれています。平成17年度基本積立金 147円を加え、基金のところをごらんいただくとわかりますが、基金総額 1億 1,045万 1,410円となっております。

ります。先日、周辺を歩いてみましたら、草は身の丈を超え、樹木を覆わんばかりに伸び放題という状況でございました。

質問です。一つ、現在の進捗状況について。二つ目、現在までの事業経費について。三つ目、完成時期と総事業費について。４．維持管理について、御説明をいただきたいと思います。

質問は終わります。

○議長（大原 功君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） 児童クラブについてお答えをいたします。

先ほどいろいろ言われましたが、児童クラブの申請は毎年２月に行っておりまして、３年生だけが入れないというようなことはやっておりません。申請があった方の中から親御さんの勤務状況等もよくお聞きした中で、定数に合わせて、定数のうちで決定をいたしております。

それから利用料のこともおっしゃっていただきましたんですが、これもはっきり６月議会でお答えしていますように、あくまでも受益者負担という考え方でありますので、よろしくお願いをいたします。

それから、小学校６年生までの拡大のこともおっしゃっていただきましたんですが、一番最初の質問で、さくら、弥生ではもう満杯だからとおっしゃりながら、片方で６年生までというのは多少矛盾もしておりますので、今の私どもの考え方は、施設の収容能力のこともございますので、６月議会でお答えしたとおりでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、介護保険関係についてお答えをさせていただきます。

今回の税制改正によりまして、非課税から課税になった方については、その負担段階が２段階上昇した場合には１段階の上昇にとどめるということで、激変緩和を講ずることになっております。

また、補足給付の対象でないデイサービスの食費については、現在のところ、市独自の負担軽減策は考えておりません。以上でございます。

○議長（大原 功君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 公園・施設等の維持管理についての御質問でございますが、この御質問の公園管理委託料や維持手数料が平成１７年度に減少しているのは、行政改革等により、２０数ヵ所の公園の業務内容の精査を行い、また利用者に支障がないように見直しを行いました。その結果、委託料等が減少したということでございます。

公園の委託内容につきましては、公園等の清掃が年６回、除草が２回、剪定が１回、これ

を造園業者に年間委託しております。トイレの清掃につきましては週1回、シルバー人材センターに委託しております。これ以外でもトイレ清掃等で緊急の場合は、現地を確認させていただいて対応させていただいております。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童課所管の子どもの遊び場の件についてお答えします。

十四山地区の児童遊園とちびっ子広場の管理につきましては、十四山村シルバー人材センターに委託しております。除草は年2回、トイレ清掃は月に2回、それから樹木の剪定は年1回、消毒は年3回というふうにやっております。公園の管理につきましては、利用しやすいよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） それでは、三ツ又池の関係についてお答えをさせていただきます。

県営水環境整備事業三ツ又地区として、現在、県の方で整備を進めていただいておりますが、総事業費につきましては28億4,983万円を予定しております。それで、計画年次でございますが、計画年次につきましては平成20年度を完了年度としております。現在までの事業の事業費と進捗率でございますが、21億9,405万8,000円で、80.2%の進捗でございます。そういったようなことで、今現在は工事の関係については県の方で実施しております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 安井議員。

○18番（安井光子君） 再質問をいたします。

児童クラブの件について、さくら、弥生は、発言いたしましたように3年生が14%、それから12%と極端に少なくなっています。今の御答弁では、3年生が入れてもらえないということはないというお話でございましたが、どうしてこのような数字になっているのでしょうか。たまたまこういうことになっているのか、それともそういうふうな選び方がされているのか、この点について御説明をいただきたいと思います。

それからもう一つ、6年生までの児童クラブについては考えてない。私の発言が、さくらとか弥生は満杯になっているのにといい方はおかしいというような御答弁がございましたが、決してそうではございません。私は、6年生までを対象にして、今の子供たちを守るために、シルバーの方とかいろんな方が御協力いただいておりますが、行政の方といたしましても、全国的に見ても、県から見ても、6年生まで必要な方は預かっていく、受け入れていくというのが世の流れでございます。今の子供たちを取り巻く環境は、皆さん御存じのように本当に大変な状況になっておりますので、市といたしましても、私が提案いたしま

した空き教室の利用とかいうことも含めて、今の施設の枠で考えるのではなくて、もう少し柔軟に、子供たちを守るという立場から検討をいただきたいということで、これは今からお話しいたしましても御答弁が変わることはないと思いますので、強い要望として出しておきます。

それから受益者負担、児童クラブのクラブ費ですが、これについてお尋ねいたします。

実際、十四山地区におきましては、これは十四山地区だけの問題ではないと思うんですが、クラブ費が上がってから普通の月で25%、夏休みなんかでは30%の方が少なくなっているんですね。だから、そういう実態を考えますと、所得の低い人、それから母子家庭の方、こういう方の生の声を私は聞いておりますが、とてもこれだけの負担はできない。だから、うちに子供を閉じ込めておくしか仕方がないんです。どうにかならんでしょうか。こういう声をいただいております。だから、市としても、収入の低い方、母子家庭の方を排除することがないように、ぜひ再検討をお願いしたいと思います。これについては御答弁お願いします。

それから、介護保険の保険事業勘定、特定入所者介護サービスについてでございますが、一番最後の三つ目に聞きました第3段階から第5段階に2段階上がった方は、一つ段階が上がりますと第4段階になるわけですが、この第4段階の方でも補足給付はあるのでしょうか。これについて、お答えをいただきたいと思います。

それから公園の維持管理についてでございますが、十四山の3公園、ちびっ子広場の点でございますが、課長のお答えにありましたように、平成17年度は公園の除草は年6回、トイレの清掃は週1回行われていたのでございます。それで、草が伸びてきたら刈っていただくとかいうことになっていたと思うんですが、今回のお答えによりますと、今年度、トイレの清掃が月2回、半分に減っているわけでございますね。週1回から月に2回、除草につきましては、今までは年に6回されていたようですが、今回は年2回ということで3分の1に減っているわけでございます。これはどういうことか。それから、やはり住民の方からたくさんの苦情をいただきました問題が、回数が半分ないし3分の1に減っていることによって、トイレは本当に汚くなったり、公園によって多少違うんですが、草が伸び放題になっている状態が起こっているのもなるほどなと感じます。それで、この点についてはぜひ改善をお願いしたい。弥富の方はトイレは週1回、それから清掃については6回とか、除草は2回というふうになっているものですから、十四山と弥富の差をなくして弥富と同じように、十四山地区にあるのを使うのは十四山の人間だけではございません。この間、西公園へ行きましたら、旧弥富町の方が子供さんと2人で遊んでみえました。皆さんが利用されるものですから、十四山地区も同じように考えて手だてをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

再質問を終わります。

○議長（大原 功君） ここで1時間たちましたので、35分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） 利用料の件でお答えをさせていただきますが、利用料は、先ほども言いましたように、学童保育を実施するのに必要な経費の一部を負担していただくということでございまして、行政が行うべきこと、住民の皆さんにお願いすることを見きわめまして、不公平感がないようにしたいと考えております。ただ、利用料につきましては、6月議会でも申し上げましたように受益者負担の精神がございしますものですから、それによって親御さんが安定した就労についていただけるというのが基本となっておりますので、ひとつ御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 第1段階上がった方はどうなりますかという御質問でございしますが、この方におきましては、社会福祉法人等利用者負担軽減制度の拡充がなされ、激変緩和措置が図られることになっております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 児童課所管の公園の管理につきましては、従来から旧弥富町の例に従って実施しているものでございまして、決して弥富と十四山とを区別したということではございません。限られた予算もございしますので、その中で最大の効果が得られますよう、今後も努めたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 安井議員。

○18番（安井光子君） 再度、質問させていただきます。

一番初めの児童クラブの問題についてお答えがなかったものですから、もう一度質問いたします。

そうしますと、3年生の方の人数がさくら、弥生では非常に少なくなっているんですが、この実態についてどういうふうに判断したらいいのかということがちょっとわからないものですから、意図的に3年生まではこういうふうになされたのではなくて、結果的に3年生が少なくなっているのか、そこら辺のところはちょっと私の頭で判断できないものですから、そこら辺の御説明をもう一度お願いいたします。

それから受益者負担につきまして、低所得の方、母子家庭については入れなくてもやむを

得ないという判断を持っておみえになるのか、その１点だけお尋ねします。

それから公園の点でございますが、私が調べたところで、十四山地区の公園の除草は年６回とトイレの清掃は週１回が、トイレの清掃が月２回、除草は年２回となって非常に回数も少なくなっているという質問に対して、弥富地区の場合と格差があると思うんですが、私の伺った数字が間違っているのかどうか、その点についてきちっと確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） お答えをいたします。

第１回目にお答えしましたように、児童クラブの申請は毎年２月に実施しております。３年生だけが入れないようにするということは、やっておりません。申請があった方の中から親御さんの勤務状況を考慮して、定員等の問題がございますが、入所の決定をしております。これは第１回に申し上げました。

それから、今の利用料の減免のことで、母子家庭の方は入れないというようにしておるのかというお話でございますが、これは弥富市の人も同じでございます。弥富市の中の旧弥富町の皆さん方も同じようにしておりますので、先ほど来いろんな形で弥富の例に合わせてくださいとおっしゃっていただいておりますので、利用料についても何分の御理解をいただきます。弥富の例によって現在は決まっておりますから、ひとつ御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 公園には、児童課所管の公園と都市計画の管理する都市公園という二つの公園がございますが、うちの方は児童課所管のいわゆる児童遊園とかちびっ子広場とか、子どもの遊び場という公園を管理しております。そういった中で、公園の除草の回数とかトイレの清掃の回数とかいうのは、先ほど議員がおっしゃられたように、十四山では除草は年６回とか、トイレの清掃は週１回ということでございますが、児童課の今まで管理しておった回数につきましては、除草は年２回、トイレの清掃は月に２回ということでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

○３１番（原沢久志君） 原沢です。

私は、議案第45号平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件及び議案第52号平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件について、質問を３点についてお尋ねいたします。

第１、平成17年度、十四山村では弥富町との合併を進めるため、合併しないとどうなるの。十四山村は合併しなくてもやっていけるのでしょうか。近年の十四山村の財政状況と今後の

見通しについてお知らせしますという住民説明会用資料パンフをつくり、全戸に配布いたしました。結論として、十四山村の財政を今後10年間推計すると、平成19年度から毎年赤字になることが見込まれます。その赤字を埋めるための基金も、平成19年度には底をつきますなどと、財政がわずか3年（平成17年、18年、19年度）で破綻すると見通し、合併するしかないような過大な見通しであったと私は思います。平成17年度決算が明らかになりましたが、この結果を受けてどのように認識されたのか、この点についてまず伺います。

質問の二つ目は、要介護認定を受けており、要介護1のお年寄りでも、市町村長から障害者に準ずると認定された人は、納税者本人の所得（年金収入から公的年金者控除120万円を引いた額）が125万円以下の場合、住民税非課税になる。また、家族や納税者本人が障害者に準ずると認定された場合、障害者控除を引くことができる。こうしたことが新聞等でも報道され、関心が高まっております。弥富町では、要介護4と5の認定を受け、かつ主治医の意見書における障害老人の自立度の寝たきりランクBまたはCに該当するものを障害者に準ずるとしていると聞きますがどうなっているのか、この認定基準についてお伺いをいたします。平成17年度の要介護4と5の方は何名あったのか。障害者に準ずると、そのうち認定した人は何人おるのか。また、これまでに障害者に準ずると認定した人は何人か。障害者手帳や療育手帳等を持っておられる方は何人か、内訳についてお伺いをいたします。要介護1から3の方たちも、主治医の意見書における障害老人の自立度の寝たきりランクが項目にあるが、BまたはCの判定はどうなっていますか。内容の周知はどのようにしているのか、17年度の内容でお伺いをいたします。

質問の3点目、7月末に政府がアメリカ産牛肉の輸入再開を決定いたしました。市民から食の安全・安心に高い関心が寄せられています。今日では地産地消運動や、顔の見える、生産履歴のわかる食材を求める取り組みが広がってきています。弥富市の学校給食でもこうした点を十分酌み取って食材の選定が行われていると思いますが、どのような基準で食材の購入を行っているのか、お伺いをいたします。栄養士の配置はどのようになっているのか、保育所ではどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大原 功君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 十四山村一般会計決算についての御質問にお答えいたします。

十四山村におかれましては、従来から事務事業の見直しなど行財政改革に積極的に取り組んでおられましたが、単年度収支から実質的な黒字要素の財政調整基金の積立金を加え、実質的な赤字要素の財政調整基金の取り崩し額を除いた額につきましては、平成16年度の1億3,918万7,000円の赤字よりさらに悪化し、平成17年度は2億481万8,000円の赤字となりました。この赤字額は、財政調整基金の平成17年度取り崩し額2億円とほぼ同じ額でござい

ます。その結果、平成17年度末の財政調整基金の残高は約4億円となり、現在の社会経済情勢に変化のない限り、平成19年度末には財政調整基金は底をついて、財政運営が行き詰まってしまうものと予想されます。したがって、十四山村で説明しておられました今後の財政見通しは的確であったと思います。

ただし、この分析は、あくまでも十四山村が単独で存続した場合の話であります。地方団体は、その規模の大小にかかわらず一定の組織を持つ必要があり、また行政事務は一般的に規模の経済、いわゆるスケールメリットが働き、経費が大きくなるほど経費が割安になる傾向があります。住民説明会でも説明していただきましたように、住民1人当たりの納税額は十四山村の方が弥富町より高く、規模が小さいがために財政運営が行き詰まったものであると考えられます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、介護保険についてお答えをさせていただきます。

弥富市では、要介護4と5の方を特別障害者として認定しております。平成17年度の要介護4と5の方は166名であり、特別障害者として認定した方は2名でございます。これまで認定をさせていただいた方は92名となっております。認定を受けてみえる方で障害者手帳所持者の方について、直近の数字は把握しておりません。介護1から介護3の方は対象としておりませんので、個々の方のランクは確認しておりません。また、内容の周知につきましては、広報への掲載、窓口での案内等で周知を図っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） 学校給食の食材の購入及び栄養士の配置についてお答えいたします。

まず、どのような基準で食材の購入を行っているかという御質問でございますが、学校給食は安全・安心が第一でございます。食の安全を考えて、食材の購入につきましては地産地消を基本にしています。青果物、精肉、豆腐など、地元業者により賄えるものにつきましては市内の商店から購入をしています。なお青果物につきましては、海部地区産を優先的に入れるよう業者に依頼をしております。精肉は国内産と指定しておりますが、牛肉につきましては、国産と指定する場合と、献立によりまして品質管理に厳しいオーストラリア産を指定する場合がございます。そのほか地元業者で賄えない冷凍食品、乾物、デザート類は、安全面において自主検査を行っている愛知県学校給食会を中心に購入しています。すべて学校給食で購入する食材は、納品される際、品質確認をするとともに、生産地、または製造所在地を必ず検収簿に記入して使用しております。

また、アメリカ産の牛肉が輸入再開になりましたが、国民的合意が得られるまで使用はいたしません。

ことし11月に、弥富中学校で地産地消を通した食育推進事業、弥富市産の野菜を使った学校給食の提供、生産者による農産物に関する話を聞く取り組みを行います。

次に栄養士の配置でございますが、桜小学校と弥富中学校で1人、弥生小学校と白鳥小学校で1人、栄南小学校と大藤小学校で1人、北中学校で1人、十四山東部小学校、十四山西部小学校、十四山中中学校で1人の計5人の方が配置をされております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 保育所におきましては、栄養士の配置、それと食材の購入の基準というのは特にございません。保育所の給食につきましては、主任保育士や調理員が食育や学校栄養士からの研修を受けまして、できる限り品質を下げずに低価格の野菜などを購入するよう努めております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 原沢議員。

○31番（原沢久志君） まず最初に、第1点目の総務課長からの答弁でございますが、ここでは正しかったという見解が述べられました。私は前回の住民説明会、並びに役職者等を集めた会議の場で配布された資料の17年度分と比較して、どのようになるのかということで担当課の方に提出を求めました。そうしましたら、その数字についてもいただいて手元にあります。この資料は統計決算資料を用いておるということで、若干、今提出されている決算書の数字とは違いますが、およそ一致する内容であります。

それで、この財政内容を見てみますと、配布された財政見通しの資料では、平成16年度から繰越金が出ないという前提で作成されており、これについてまず第1点目として、私たちはそんなことはあり得ないということで、予算見通しの問題点を指摘いたしました。その点が今回証明されてきたと思います。平成16年度分では2億2,000万円、今回の平成17年度分では2億1,600万円ほど繰越金が出ております。第2点目は、基金を取り崩さないと言っていけないため、取り崩しはやむを得ない。このため取り崩しをやるということですが、先ほどの答弁では約4億円の取り崩しになっておると、このように大げさに発言がなされております。確かに取り崩し額は3億7,300万円となっておりますが、しかし実質、基金の組み替えという予算も1億円以上なされております。1億2,000万円、基金の名前を変えて、別の基金として積み増しております。ですから、当初、平成17年度の見通しでは、基金の残額については5億5,600万円を見通しておりましたが、逆に平成17年度決算では7億800万円、これだけの基金にふえました。1億5,200万円ふえたという内容であります。ですから、歳入の中から歳出を引きますと、その金額は17年度では2億1,600万円という繰越金でありますし、基金の残額は7億800万円。そして当然、土地開発基金なども一般会計の内容に含めるべき基金だと思いますので、土地開発基金は現金と貸付金とありますが、合計2億1,800万円、合計11億4,200万円というお金が次年度、18年度にこの弥富市に引き継がれることに

なったわけであります。

そして、この財政を見るときに、借金がふえて大変だ、地方債も毎年毎年ふえて大変なんだという話もあるかと思いますが、平成17年度の地方債の状況を見ますと、実際に借りたのは1億2,700万円、そのうち臨時財政対策債で1億2,000万円。ですから、ほとんどは国が元金、利子を後年度に負担してくれるという内容の借金であります。100%国が面倒を見ることになっている交付税等で補填してくるという内容のものであります。

そして、今回の決算は、合併のために十四山分は3月分までの打ち切り決算となっておりますが、本来なら4月、5月末までに入ってくる歳入歳出がありますが、この分は弥富市の18年度分になるので、差し引きそう変わらないだろうと見ますが、いずれにしても、繰越金2億1,600万円、基金残高7億800万円、土地開発基金2億1,800万円、合計11億4,200万円というお金が繰り越されるわけで、すぐ19年度には赤字に転落するというようなことが正しかったという見解は全くのうそと指摘しなければなりません。その点について、再度答弁を求めます。

次に第2点目、障害者の控除の認定についてでございますが、この問題につきましては、本年3月議会で三宮議員から次のような要旨で質問がなされました。津島税務署は介護4・5以上の者に限ると言い方を市町村に対して行ってきた。この間ずっと党は国税庁と交渉を重ねてきた結果、これは税務署で決める問題ではない。市町村が決めること。税務署はこれに従いますと答弁しておることを弥富町の税務課長に説明をし、津島税務署にその確認のお願いをし、確認してもらったところ、国税庁と同じ考え方に津島税務署も立っているとの返答であったということであります。

また、この内容について民生部長が答弁しておりますが、要旨としては次のように答えておりました。津島税務署管内の市町村では、津島税務署の統一した基準であります介護4・5で寝たきり状態か、あるいはそれに準ずる方を対象として認定証を発行している。介護度の低い方については統一の基準がなく、判断が難しい面があるので、1.津島税務署に統一的基準を検討していただくよう申し入れたいと思っている。こちらの町では認定、あちらの町では不認定という結果が出るおそれがあると再三申し上げている。二つ目として、どちらももとを正せば国の制度であるから、国レベルで統一した基準を示されるのが一番好ましいのではなどと述べておりました。この考え方は、行政の責任を全うするような考え方とは違います。地方自治をどう地域住民の健康や暮らしを守るためにつくり上げていくのか。地方自治法第2条の本旨にのっとり、お互いに努力・研究して、少しでも市民が住みたくなる、好かれる弥富市にしていきたいと考えております。

先ほどの担当課長の答弁では、弥富町では4・5の方が166人、これまでの認定者を合わせても92名という状況でありました。私、この津島税務署管内の津島市の内容について、津

島ではどのようにやっているのかということでお尋ねいたしましたところ、津島市では介護保険要介護認定の方及び御家族の皆様へということで、一人ひとり対象者あてに、ちゃんとそういった申告をするようにということで、書類をマーカーで、該当するここに御記入くださいという形で、障害者控除対象認定書の交付申請についてのお知らせということで案内文を発送いたしております。この発送数が、津島市では 1,733件と聞いております。この中で、障害者控除認定書発行人数につきましては、17年度分合計で 1,009人というふうになっております。また、障害者ということで二つに分かれておりますが、17年度分のやつで見ますと、特別障害者 234人、障害者 760人ということで数字が示されております。

その内容についてでございますが、それでは障害者対象者をどのようにして決めているのか。この点につきましても、津島市では厚労省の内容をひな形に、その内容に沿って特別障害者に該当するのはどういう人が特別障害者か、また障害者に該当する人はどういう人が障害者かということで、要介護 1 以上の方についてそれぞれチェックをして、交付申請をするようにということで行っております。

この弥富市でも、私先ほど申し上げましたように、4・5のランクに該当し、かつ障害老人の自立度の寝たきりランク B または C というようなことで一定の基準を持っておられると聞いておりますが、この点について厚労省ではどういう方針を示しているのか。そういう方針があるなら、前回の答弁で総務部長が語ってございましたが、国が基準を示せばいい、そうすればやりやすいということを述べておりますが、厚労省は基準を示しているわけですから、その内容で実施すれば済むことであります。私はそういう点で、小泉内閣になってこの 5 年間、特にここ一、二年が非常に高齢者にとっては厳しい状況が生まれてきており、皆さんのところにも高齢者から、非常に税金が高くなった。また、介護保険が高くなった。施設に入所しよう、通所しようと思っても負担が大変になったという声が出てきておることは皆さんも御承知のことだと思います。そういう点で一日も早く、こういったところについても他の市町村に負けられないような施策をとることが今求められていると思いますので、その点について伺いをいたします。

第 3 点目につきましては、学校給食につきましては非常に明確な基準が明らかにされ、私も安心してるところであります。保育所につきましては、特に基準がないというように説明がありましたが、やはり学校給食に準じたような形で基準を明確にし、子供たちが、また父兄の皆さんも安心して食が任せられるような状況にしていきたいと思います。このことをお願いしたいと思いますので、再度その点について答弁を求めます。

- 議長（大原 功君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤勝義君） 先ほど私 4 億円と申ししたのは、17年度に 4 億円取り崩されたと言ったわけじゃございませんで、財政調整基金が17年度に 2 億円崩された結果、17年度末

の財政調整基金の残高が４億円となったというふうに申し上げました。その点に関してちょっと誤解されたみたいですので、４億円というのはそういう意味で言った４億円でございます。

次に基金に関して、目的基金、いろいろございますが、その目的基金も含めて考えておられるようでございますが、目的基金は設置目的がそれぞれ定めてございまして、その設置目的に限り取り崩せるというふうに条例で定めておりますので、財政分析を行うときには、この目的基金に関しては除外して考えておるところでございます。

それと、１７年度の１８年度への繰越金が２億円あったというお話でございますが、これは先ほども答弁しましたように、確かに約２億円の繰越金が１７年度ありましたが、それは財政調整基金の２億円の取り崩しがあったがために繰り越すことができたものであるということでございます。

その財政調整基金は、現在の経済情勢の変化がない限りでございますが、先ほども申しましたように１９年度末にはなくなります。そうすると、平成２０年度におきましては、前年度繰越金があるがために収支は均衡しますが、その明くる年には繰越金を生じさせることができなくなり、平成２１年度においては繰越金も財政調整基金もなくなり赤字になるという形が、今の十四山村の決算を見ていると分析されますので、そういった意味で、十四山村さんでおっしゃられておった財政見通しは的確であったというふうに思うところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 認定書の取り扱いにつきましては、近隣市町村とのバランス、また厚労省の方針を考慮しながら、地域間の格差のないよう調整を図りながら進めさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 学校給食の基準というのをいま一度よく確認させていただきまして、各保育所長とも一度調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） ここで１２時を過ぎましたので、１時半まで休憩をいたします。休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 ０ 時 １ ２ 分 休憩

午後 １ 時 ３ ０ 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

原沢議員。

○ ３ １ 番（原沢久志君） それでは、午前に引き続きまして３回目の再質問をさせていただきます。

ます。

財政の件でございますが、財政につきまして、当時の住民会の説明会資料で出された基金の数字というのを、介護保険だとか国民健康保険の特別会計につきましては、ここの基金の残高に含まないと書いてありますけれども、あとは含むという説明が当時なされてきておりました。そして、17年度の中でもそういうことで金額が掲示されていたということ、事実と指摘しておきたいと思います。

それから、基金のつけかえのことでございますが、ここに十四山村の一般会計特別会計歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書の23ページでございますが、ここに基金の名称、そしてその中で平成17年度に積み立てた額、繰り出した額、平成17年度の取り崩し等の額ということで金額が計上されておりますが、例えばふるさと創生基金が1億1,300万円、それから地域福祉振興基金5,000万円、これが最初のふるさと創生基金は十四山村東部小学校北校舎改築基金ということで、こちらにそっくり移しかえられております。また、村民センター建設基金が1,052万ですが、この基金が十四山村スポーツセンター維持管理基金というところにつけかえられておるということで、金額といたしましては確かに3億7,352万円という取り崩し額であります。つけかえした額が1億2,352万円ということで、結果として、基金の総額の残高は一般会計の方の報告として、7億842万円の基金の繰り越しになっておるということがここで報告されておるわけでありまして。そういうことで、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

それで、考え方の違いがありますが、私どもはこういった中から、この財政見通しにつきましては非常に村民をおおる内容であったというふうに思っております。そういう点で、再度この点についての市長の見解をお伺いいたします。

次の要介護認定についてでございますが、ここにつきましても、前民生部長でありましたが、国の方で基準を示せばそういったことで全国一律にやれるんだから、そういうにしてもらいたいという趣旨のことを前回の議会で述べられておりました。この点につきましても、厚労省の方ではそういった指針をちゃんと出してあります。そういうことで、津島市などではそういった厚労省の方針に基づいて、要介護1の方から、そういった対象者はどうなっているだろうかと独自にその内容をチェックいたしまして、1,733名の方に対して交付申請をしてくださいという御案内をしているという状況であります。

ですから、当弥富市におきましても、市長がその気になればいつでもそういったことが可能であるというふうに私考えております。弥富の財政は、この海部郡の中でもほかに負けない、飛島さんとはちょっと一緒ということにはなりませんけれども、他の自治体とは引けをとらない財政力を持っていると私は見ております。そういう点からいたしましても、こういったことについて、よそよりおくられているというような指摘がなされないように、早急に見

直しをしていただきたいというふうに考えておりますが、市長、この点についての見解をお伺いいたします。

あと、3点目の食糧の問題につきましては民生費の保育所の関係でございますが、学校の方の給食の基本方針について、つかんで検討していきたいということでございますので、今後、今現在教育委員会の方で実施されている内容について検討し、どのように今後していくのかということがわかり次第、今議会中でも御報告をお願いいたしたいと思っております。その点について再度答弁を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（川瀬輝夫君） 後の方で指摘されたことを申し上げます。

市といたしまして、福祉施策に重点を置いておると言っても過言ではございません。大いにこれからも力を注ぎたいと考えておるところでございます。市民生活の向上に向けまして、介護保険、障害者の控除においても、津島税務署の方に管内の市町村と同調できるよう、改善を諮っていききたいと考えておるところでございます。

また、前の話ですけれども、十四山で執行されておった詳細はわかりませんけれども、ただ決算書の内容を見まして、その数値に基づいて一般的な見方を示したものでございますので、この状況を踏まえながら説明されたのを推察するわけでございまして、今後ともいろいろ参考にしていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 学校の給食の基準を前にもお答えしましたが、基準を確認させていただきまして、所長と一度調整をさせていただきまして、役所の内部で協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 功君） 三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） それでは、通告に基づきまして、大きくは5点にわたって、基本的な問題でございますので主に市長、細部にわたりましては担当部課長からお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、条例議案第57号についてお尋ねいたします。

これは出産育児一時金の給付を現行の30万円から35万円に引き上げるというものでございまして、子育て支援の一環として住民の皆さんに歓迎されるものであることは間違いございません。ところが、国はその一方で、同じ任意給付、つまり市町村の判断によって支給額をかえることができるものでございますが、埋葬料については弥富市などは現行10万円でございますが、これを5万円に引き下げるように働きかけてきており、この海部地方でも幾つかの自治体が、今回の条例改正と同時に引き下げの改正案を提出しております。今回の改正だけを提案されて、引き下げを提案されなかったということは一つの見識であると思っておりますが、

改めてこの機会に市長の見解をただしておきたいと思います。

この間の所得税と住民税の定率減税の廃止に加えて、65歳以上の皆さんへの増税、70歳以上の皆さんへの医療費自己負担大幅増は目に余るものがございます。幸いなことに、現在、市の国保会計は、市の法定外負担1億7,000万円の助成と、最近の国から県への財源移譲に伴う調整交付金制度が、15年度のころには加入者1人当たり旧弥富町で3,400円でしたが、17年度は1万円に改善されております。この数年の間に国保制度も大きく変わろうとしておりますが、現在の制度が存続し、財政が許す限り現在の給付水準を守り、子育て支援だけでなく、長く社会に貢献された皆さんが少しでも安心できるまちとして発展させるよう、新年度予算の編成にも向けて尽力されたいと思いますが、御見解をお願いしたいと思います。

次に、決算の議案についてお尋ねいたします。

第1に、まず17年2月に平成17年度から19年度までの旧弥富町の3年間の第3次行革大綱と、それに基づいて3月予算議会に示されました17年度の主な実施計画案と、今回の決算の整合性についてお尋ねいたします。

まず、その行革大綱によりますと、事務事業の見直しで9億6,900万円の予算削減をすることを第1項とする7項目によりまして、19億4,800万円を削減するというものでございましたが、結果はどうでしょうか。弥富町の17年度の主要施策及び実績報告書の8ページをごらんいただきたいと思います。ここには3年間の歳出の状況が一覧表にされておりますが、名目支出の総合計は、17年度は16年度に比べて3億1,600万円減少しておりまして、97億5,700万円となっております。19億円の減少ということとは大きく食い違っております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。これは総務省の基準に基づく普通会計の決算統計数値に基づいた歳出決算額の比較をするものでございます。こちらの表では、17年度は16年度に比べて歳出決算額は5億3,000万円も増加したことになっておりまして、19億円余りの支出削減計画に比べると25億円の歳出額の違い、歳出総額の4分の1を超える違いが生じたこととなります。この違いの最大の理由の一つは、16年度の公債費の中に、国の都合によって借りかえを行うだけで、町としては実質的な収支を伴わないものが7億9,000万円余りございまして、実際の収支や財政状況をつかむための比較をするためには取り除く必要があるから、これを取り除いたものがこういう形で全国の市町村の財政力の比較や、あるいは財政の検討のために使われているわけでございます。町の財政削減計画の19億円の中に、こうした財政計画の中には入れてはならないものが7億9,000万円も入れられていたということでございます。

約20億円の財政削減を行うというものも含めたかけ声の中で、実際に行われたことは何だったのでしょうか。まず、自治会長などとして、行政と住民を結ぶ上で大きな役割を果たして

おります区長報酬を57%削減する。補助員の報酬を17%削減して、合わせて 863万 1,000円が削減をされました。民生児童委員として、子供とお年寄り、障害者支援などで活動しておられるボランティア同然の皆さんの活動費を28%、107万円削減する。学区コミュニティへの助成金29%の 179万 8,000円を削減する。老人クラブ、子ども会、体育協会、文化協会など町の各種団体と言われているものの補助金27%の 398万 2,000円を削減する。それから、多分、海部地方では市町村の独自行政として最も高額なものとなっていたと思いますが、米の減反の生産調整の補助金を25.7%、1,085万 2,000円の削減が行われました。さらに、非課税世帯高齢者の福祉電話基本料金、緊急通報装置のついているものでございますが、5月より全廃することで 208万 5,000円、それから重度障害者や生活保護世帯の要保護者ごみ及びし尿処理扶助費用を 311万 4,000円削減する。心身障害者扶助料を 601万 6,000円削減する。精神障害者給付金を32万 1,000円削減する。遺児手当を81万 3,000円削減する。いわゆる一番厳しい状況に置かれている人たちに対する支援や手当を、合わせて 1,235万円削減がされました。

この一方で、増加分といたしましては、乳幼児等医療費助成費が 3,465万円、また国の制度改正によりまして児童手当扶助費が 1,223万円増加をしております。

それでは、17年度末の一般会計の現金残高は16年度と比べてどうなったでしょうか。こういう19億円削減するというのがほとんどされない状態のもとで、実は5億 9,000万円で中学校用地を買収するなどしまして、実際の支出が5億 3,000万円ふえているにもかかわらず、現金と積立金を合わせて3億 8,000万円ふえまして、年度末の一般会計対応の基金積立金と、それから翌年度への繰越金、歳計剰余金の合計は38億 4,300万円となっております。また、社会教育登録団体の公共施設利用料金を十分な説明も行わずに2倍に引き上げたり、町行政に中心的な貢献をしてくださっている人々に対して一方的な削減を押しついたり、最も弱い立場の人々に真っ先に痛みを押しつけ、町の計画が全くと言っていいほど達成されなくても、年間総予算の約4%、4億円近い実質的な黒字。現金が新たにふえるだけでなく、学校用地、道路用地の買収、工事請負等に合わせて13億円近く使うことができる我が町弥富の本当の財政力と潜在的な能力をきちんとした分析のもとに、行政のトップも、議会も、職員の皆さんも、住民の皆さんもきちんとかかるような形で認識を共有するための特別の努力を行い、かねてから私どもが強く求めてまいりました総合計画と財政計画を一体化させる。折しも総合計画の市民アンケートを行っておりますが、その土台をつくるためにも誠実な努力が今弥富市に、とりわけ行政の中心的な役割を担っております市のトップと財政当局に必要なこととなっていると思いますが、市長の見解を求めます。

次に、国民健康保険特別会計と老人保健特別会計のことに関連をして、お尋ねいたします。

雇用の規制緩和などの美名のもとに、企業が社会保険料を負担しないパートやにせ請負な

どが広がりまして、まじめに働いても生活保護に近いような収入しか得られない人々がふえてくる中で、他の社会保険に入れない人々を無条件に受け入れることが定められております。国民健康保険事業の運営には、各市町村が頭を痛めております。私が特に心配しておりますのは、弥富町、現在は弥富市でございますが、住民税や固定資産税、退職者で年金収入が一定以上ある皆さんの国民健康保険税の納入率は98%を超えておりますが、国保加入者では働き盛りで、それなりの分別もある40歳から64歳の人の国民健康保険税が、介護納付金の納付状況から見まして90%を割り込んでいることでございます。国民健康保険全体の納入率を92%台に押し下げている大きな要因の一つになっていることです、このことが。国民健康保険条例でも、規則でも、実際に税金を払えない条件の人に対して、市長、町長が必要と認めた人には、必要と認めた額を減額や免除することができると定められており、また一定の条件のもとで医療費の自己負担分を減額や免除することができると国民健康保険法第44条で定められております。これらが市町村長の責任であることができるという規定は、してもしなくてもいいということではなくて、法の趣旨は、住民の福祉と安全を守る市町村の責任として自治法で定められ、それぞれの個別法でもそれが定められていることは御承知のとおりでございます。その基準が、その人や世帯が生活保護を受けるとしたら、その基準と同等、またはそれ以下の人に適用されるということについては争いのないところだと思います。

問題は、国税徴収法が差し押さえをすることができない条件として、給与等の場合の1ヵ月について本人10万円、扶養親族1人に4万5,000円、それで負担する税や社会保険料を控除した額の1.2倍までとしている、この範囲の人々をどうするかという物差しをつくるかどうかということではないでしょうか。それなら、まず争いのない対象について、さきに市長は町長時代に、そういうお気の毒な方がおられれば、申し出てもらえばケース・バイ・ケースで対応するという御答弁を繰り返しされましたが、それは今も変わりはないでしょうか。そうでしたら、まずそれを実践し、早急に上限を定める方向で努力をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

もう一つは、実際に支払い能力のない人や問題を抱えて分納している人々の問題です。国税徴収法では差し押さえのできないはっきりした目安を示しており、その状態が3年以上続いた場合や合理的な改善の見通しが無い場合は、3年たたなくても既に課税している税額を不納欠損処分、つまり課税がなかったものとすることができると定めております。

先日も厚労省の国民健康保険担当者が発表した論文の中で、国保税の、あるいは国保料の滞納を少なくする課題として、この不納欠損処分等の活用を行うことや、病気で働けなくなっている低収入の人々には早く医者にかかって健康を回復できるようにすること、他の社会保険に入っている人を早く発見して、分母を小さくすることなどを提案しておりましたが、こうした手だてをとって、血の通った納税相談ができる体制をとることを求めますが、いか

がでしょうか。

また、老人保健のひとり暮らし老人の今回の税制改正によりまして、住民税非課税の人が福祉医療の対象でありましたから課税になった人がございますが、この対象から外れた一定条件の人、国民健康保険法第44条の対象ともなる収入実態の単身世帯でない加入世帯も含めて、老人保健法では市町村長が必要と認めたものは医療費の自己負担分を減免できるという規定もございますので、それに対応する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、下水道集落排水特別会計と一般会計のコミュニティ・プラントについて、あわせてお尋ねいたします。

経済財政諮問会議や財務省は、できることなら今年度から臨時財政対策債を交付税の上乗せ分とすることを廃止するつもりの方でございましたが、地方六団体の強い要求に押されて、とりあえず18、19、20年度は基本的に現状維持をする方向の方でございますが、じりじりと交付税で保障する基準財政需要額の枠を切り縮めようとしております。既に一本算定では弥富新市も不交付団体となっておりますが、合併算定がえも既にことして1年がたちますので、あと9年間というふうになってまいります、その前でも基準が切り下げられれば不交付団体となる可能性もございます。現に、市になることに当たりましての事業費の増加分、あるいは合併によります特例を見込んでおりました今年度の普通交付税が先日ほぼ正式決定をいたしました、今回の補正予算で1億9,584万8,000円の減額をしなければならなくなっております。下水道事業特別会計には国・県の補助金のほかに起債の償還費、いわゆる借金を返す費用の約2分の1は交付税で負担をしてもらえるということで始めましたが、もし現在の臨時財政対策債部分が打ち切られるとか、あるいは国が交付税で保障する基準が現在の水準か、それを割り込むようなことになれば、臨時財政対策債なども含めました下水道関係はもちろんでございますが、国の責任で返済するということで約束されて借りておりました旧十四山村、旧弥富町のものも含めまして、臨時財政対策債等も基本的に市民の皆さんの税金で返還をされることが求められるようになります。

東海地震等の大災害への心配や、孫子の代まで重い借金を残さないためにも、青森県などは下水道を可能な限り合併浄化槽等に置きかえることで、青森県だけで1,000億円の事業費の節約をしたということが新聞で伝えられておりましたが、改めて今こうした災害への備えや、あるいはそうした深刻な財政事情のもとで新たな選択肢に着目する必要があると思いますがいかがでしょうか、市長の見解を求めます。

それと、下水道や集落排水やコミュニティ・プラント、下水道等の実際の費用、あるいは事業効果を検討するためにも、次の資料を文書で提出することを求めます。それは、それぞれの処理施設管路用地買収費等を含む総事業費、建設中、あるいは計画中のものは予算額、そしてさらに計画世帯数、計画人口、それに対する実際の世帯数、それから人口、そして既

に供用が始まっている地域については供用世帯数、計画水量と、それから実際の水量について、16年度分と17年度分の個別施設の収支状態を文書で提出することを求めます。

最後に、補正予算の議案第58号、59号、60号に関連してお尋ねいたしますが、ことしの3月議会で、従来、弥富町は午後5時15分から6時までの期間は休憩を与える時間ということでありまして、窓口業務も含めて、すべてこの間は時間外労働はないものという形で対応しておりましたが、窓口業務等はお客さんがおるのにそんなことはできないということで私は再三改善を求めてまいりましたが、3月議会で4月から改善をいたしますという表明がされましたが、それぞれの窓口業務を抱えている課でどのように4月から7月までやられてまいりましたか、具体的に御報告をいただきたいと思います。御答弁によりましては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（川瀬輝夫君） 最初に条例議案の75号につきましてですが、埋葬料といいましょうか、財源が許す限り現行の水準を守ってくださいというような御要望でございます。これは、国民健康保険では埋葬料として1人10万円が引き落とされております。できることなら、埋葬費の額は財源との兼ね合いもございましょうけれども、現在のところ、現行のままで対処したいと考えております。高水準の福祉ということにおいては当然必要かと思うので、御理解願います。

それから、いろいろの御要望がございましたが、例えば介護保険にしても、また保険料のことについてもいろいろありましたが、その都度、その人の状況によって減免できるということを昨年から申し上げましたが、そのようなことは変わっていきませんので、比率のことを言われたようでございますが、そういうことはございせんので、守っていきたいと考えております。

また、いろいろ合併の状態のこととも言われたようでございますが、特に一番必要なのは下水道の問題でございます。この諸費の問題もこれからいろいろ検討して、世間並みのことをしていきたいと。そして福祉の向上にも最大の努力をしていきますので、御理解を願います。また、詳しいことは担当の方で答えますので、再度御質問くださいませ。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） それでは、5時15分以降の時間外勤務につきましてお答えをさせていただきます。

勤務日に時間外勤務命令を行う場合の時間につきましては、職員の心身の影響、行政能率等を考慮いたしまして、原則として5時15分から6時までは休憩としておりますが、勤務時間から引き続いて5時15分以降、窓口に来客等が見え、その対応をしたケースにつきましては、数分間で対応が終了したものを除きまして、平均して1週間1回、30分当たりの課が1

課、それから１週間１回、１時間当たりの課が１課、２週間で１時間当たりの課が１課という状況でございます。以上です。

○議長（大原 功君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 弥富町行政改革に伴う17年度の主な実施計画と決算の整合性について、町の財政実態について共通認識を広げる政治の対応についてお答えいたします。

まず、弥富町行政改革に伴う平成17年度の主な実施計画と決算の整合性についてでございますが、実施計画に上げてございました各種減免制度の見直しにつきましては、実施計画の削減見込み額が 360万円でしたが、削減額は 410万円ということでございます。続きまして、補助金の見直しにつきましては、削減見込み額が 4,780万円と上げてございましたが、削減額が 4,200万円。施設の維持管理などの見直しにつきましては、削減見込み額が 7,580万円と上げてございましたが、削減額 7,060万円。扶助費の見直しにつきましては、削減見込み額が 1,370万円と上げてございましたが、削減額が 1,240万円。鍋田支所日直の廃止につきましては、削減見込み額20万円と上げてございましたが、削減額23万円。審議会、協議会の廃止及び非常勤の特別職の職員の報酬の見直しなどにつきましては、削減見込み額が 1,340万円と上げてございましたが、削減額が 1,150万円という結果でございました。このほかに、事務事業の見直しということで10億 3,710万円が上げてございましたが、これは物件費などを含めたものの合計でございまして、物件費におきましては、昨年度、電算の統合等で約 3 億 3,460万円が当初予算で見込まれていなかったものを計上した関係で、削減見込みどおりいかなかった部分がこの辺の部分でございます。それと、あと保育所の統廃合ということで 1 億 1,140万円という削減見込みを上げてございましたが、これにつきましては、保育所の統廃合というのを 1 年おくらせた関係で削減ができませんでした。もう一つ、改修工事維持管理費の見直しということで、8 億 6,080万円の削減見通しということで見込み額を上げてございましたが、これにつきましては、平成16年度の方の工事におきまして、財政が厳しい折、執行しなかったという部分がありまして、16年度自身が減りました関係で、結果的に16年度と17年度の削減効果が上がらなかったという部分で、約 3 億 6,400万という金額でございます。

次に、町の財政実態についての認識を広げる政治の対応についてということでございますが、弥富市の財政実態につきましては、旧弥富町の実質単年度収支が平成14年度から平成16年度までの 3 年間連続の赤字から脱却し、平成17年度は、先ほどから述べておりますような行政改革の成果などによりまして、4,700万円の黒字に転換いたしました。しかしながら、扶助費や公債費などの義務的経費につきましては、今後も増加することが予測されます。したがって、財政運営は依然として楽観を許さない状況が続くと考えられます。今後もさらなる行財政改革を進めていかなければならないと認識しております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

国民健康保険税の収納率の低下につきましては、本市ばかりでなく、全国的な問題と取り上げられています。国民健康保険税の納税にお困りの方については、私どもの方から無理のない納税を行っていただくために、パンフレット、チラシ等で相談を受けていただけるように周知しているわけでございますけれども、今回、被保険者証の更新時においても、滞納にある方に対して納税相談を行い、御本人の方々のお話も聞きながら、分納や減免などが適正に行えるように対応しております。

また、執行停止と不納欠損の関係のお話につきましては、担当課と密接な連絡をとりながら対応してまいりたいと考えております。

それから、法44条は医療費の一部負担金の減免の部分ではございますが、現在、海部津島地区の課長会で研究中でございます。

それから、老人保健の受給者に係る負担の増加につきましては、法に定められている維持負担の特例が今回できておりますので、そちらの方で対応したいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 下水道事業計画におきます起債にかかわる元利償還金につきましては、当初計画どおり、普通交付税の算定の際、基準財政需要額に算入され、計算されております。しかしながら、国の三位一体改革の一つであります交付税改革、また税収の伸びなどによりまして基準財政収入額も増加し、結果的には17年度に弥富町は不交付団体となったということでございます。市といたしましては、今後も健全な財政計画に近づけるため、地方債制度における償還期限の延長など、地方交付税措置の充実などをより一層国へ強く要望してまいりたいと考えております。

市長が申しあげましたように、下水道事業は住民から強い要望がある事業であり、豊かで質の高い社会資本の確立には欠かすことのできない重要な都市基盤整備事業でございますので、今後につきましても下水道事業を推進していきます。

○議長（大原 功君） 下水道課長。

○下水道課長（伊藤敏之君） コミュニティ・プラントを初めとしましたそれぞれの汚水処理施設についての概要を文書での御要望がございましたが、口頭でお答えさせていただきます。

まず、地区ごとの総事業費と計画世帯数、計画人口につきましては、弥富北西部、17億 3,907万 4,000円、 320戸の 1,760人。広大海地区、12億 3,400万円の 181戸、 960人。鍋田地区、7億 3,400万円、 169戸、 710人。楽荘は5億 9,136万円、 220戸、 765人。十四山北部、20億 4,448万円、 343戸の 2,180人。十四山南部は17億 3,505万 8,000円の 289戸、

2,200人、また現在建設中の十四山西部地区は29億 927万円、 513戸の 2,610人の計画となっております。

次に、稼働中の各施設の日平均流入水量と供用率について報告します。

まず、北西部浄化センターにつきましては 271立米、供用世帯 316戸で92%、広大海浄化センターにつきましては92立米、供用世帯 159戸で86%、鍋田浄化センターが10立米で供用世帯 147戸で67%、楽荘浄化センターが 150立米で供用世帯が 213戸で96%、十四山北部処理場が 295立米で 343戸の89%、十四山南部処理場が53立米、供用世帯99戸で34%となっております。

また、16年度と17年度の施設ごとの収支状況についてでございますが、各年度ごとの収支状態につきましては、それぞれ今回の会計ごとに歳入歳出の決算事項別明細書としまして示してございますが、施設ごとに申しますと、まず16年度は、北西部浄化センターは収入

1,244万円、経費が 1,182万 8,000円で、収支比率は 106%でございます。広大海浄化センターは収入 490万 5,000円で経費 939万 7,000円、収支比率は53%でございます。鍋田浄化センターは収入43万 8,000円で経費 373万 1,000円、収支比率は12%。楽荘浄化センター、収入 699万 2,000円で経費 629万 1,000円、収支比率は 112%。十四山北部処理場、収入は 1,840万 7,000円で経費 1,565万 6,000円、収支比率は 118%。十四山南部処理場は、収入は64万 5,000円で経費 730万 7,000円、収支比率は 9 %となっております。

次に17年度につきましては、北西部浄化センターは収入 1,230万 3,000円で経費 1,181万 7,000円、収支比率は 100%。広大海浄化センターは収入 696万 7,000円、経費が 925万 3,000円、収支比率は76%。鍋田浄化センターは収入 101万 3,000円、経費 358万 1,000円、収支比率が29%。楽荘浄化センターは収入 682万 5,000円、経費 606万 8,000円で収支比率が 113%。十四山北部処理場は収入 1,917万 9,000円で経費 1,455万 9,000円、収支比率は 132%。十四山南部処理場は収入 288万 7,000円、経費 799万 5,000円で収支比率は37%となっております。経費は経常経費として管理費用、汚泥抜き取り、電気、水道料などでございます。収入は下水道の使用料でございます。なお、収支比率につきましては、収入を経費で割った数値でございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三宮議員。

○32番（三宮十五郎君） 最初に、市長からの御答弁で、今までも各種減免についてはそう言ってきたと。したがってそのようにやりたいという御答弁があったと思いますが、ただ、その後、保険課長の答弁では、44条の関係は検討中だというお話がまたありました。もともとこの問題は、弥富町の条例や規則、それから44条につきましては法律で定められていることでありますので、弥富町の条例や規則はまだ不備だけれども、申し出があればやりますという答弁があったことなんです。したがって、少なくとも最低の、争いのない物差しという

ことで言えば、その世帯が生活保護を受けるとしたら、生活保護と同等か、またはそれ以下の実収入がない場合については争いのないところだと思うんですね、法の趣旨からいって。したがって、もともと申し出ていただければ実施するという御答弁がずうっとありましたから、この際、ここはひとつ市長と各担当の共通の認識としていただいて、そういうものについては、少なくとも申し出があればきちんとやると。あと上限、どこまでを認めるかということについては、いろいろ研究や検討がありますし、条例や規則の定めがありますので、それに沿って処理をします。少なくとも健康で文化的な最低生活ということで法律で決めて、さらに実際に生活保護という物差しがありますので、それ以下のものについては、各種減免制度については申し出があれば実施をするということを、ぜひこの際共通の認識として、まずそこから始めるということを改めて御確認いただきたいということが1点でございますが、よろしいでしょうか。

それから財政問題でございますが、今の課長の御答弁でいろんなことが申されましたが、一番はっきりしておることは19億の削減なんていうのは全くできなかったし、その中には計画に入れてはならない数字等が入れられて、大まじめに年間100億ぐらいの予算のうち19億円削減ということを、3年間のうちの初年度の計画として3月議会に提示をされたわけですが、それはもうほとんど実際にはそういうものではなくて、さっき課長の方からも説明がありましたように、一定のことはやられたと。しかし、実態は物件費で3億3,400万円の当時想定しなかった合併に関するいろんなコンピューター関係の費用等が計上されたこともあってと言うんですが、結果としては、実質的には前年度に比べて5億3,000万円ほど削減どころか増加になっておって、なおかつ、今課長は専門用語で実質収支と言われましたが、実際には積立金を財政調整基金として積み立てるときは、実質収支はその分、黒になることになっておりますが、別の名目で減債基金や何かという名目で積み立てるときは、実質収支にはかわりない支出というふうになるんですね。だけど、トータルで、どういう形で見たって、前年に比べて現金の残額と積立金の総額を合わせて3億8,000万円ほど。こういう予定が予定どおりに行われぬ、それも少々の違いじゃないんですよね。大きく違っても、結果的に我が町の財政というのはそういう黒字を出している。

そういうことになりますと、財政計画が実際に実情にマッチして機能していないということをはっきりとあらわしていると思うんですね。したがって、ここはきちんと我が町の財政というのはどうなっているかということを、もっと専門的に分析できる人たちの力もかりて、きちんと見直して、昨年やったような、寝ている人の布団をはがすような削減をしなきゃいかんかったかどうかということも含めて、私はきちんと検討しながら、市民の要望に可能な限り答えていくということが、一般的には厳しい厳しいと言われておるんですが、みんな今積立金を取り崩して、いろいろやりくりしておるわけですね。ところが、我が町は昨年なん

か、そういうことは全くやる必要はなかったんですね。

以前、今課長が言われたように、いろいろ私も見て、実態は単年度で見る限り赤になっておるということは形式的には認めますが、けどもう一方で言いますと、7億円かけて保育所をつくるとか、そういうことをこの時期にやったわけでしょう。形の上では赤字ですよ。けど、民間の手法でいえば、資産がそれだけふえておるわけですから、これは赤字じゃないわけですね、はっきり言うと。ただ、この時期に本当に一つ7億円の保育所をつくるのが妥当だったかどうかということについては、議論や検討の余地はあると思いますが、しかしそういう表面的な動きだけでなく、実際に我が町の財政力はきちんと、財政当局もそうですし、とりわけ行政の一番最高責任者であります市長や、それを補佐する助役、こちら辺が全体として我が町の財政力と問題点をきちんと把握する。そして議会にも報告する。職員の皆さんも一致する。だって、19億円削らんと大変なことになるようなことを言って、やったでしょう。けど、やらんくたって、大変なことになるどころか、3億8,000万円の実質的に現金、預金は残っている。前年度末よりふえておるわけですね。事業もたくさんやって。

本当に現在弥富市が持っている潜在的な力というのがどの辺かということと、我が町の行政水準というのはどういうふうにあるべきかということは、改めて私はこの問題を見たときに、きちんと、議会も含めて共通の認識はお互いに持てるという研究と検討をきちんとしていただきたいということを、もともと弥富町時代から中・長期の財政計画を立てて、それに沿った行財政運営をしなきゃいかんということを繰り返し申し上げてまいりましたが、特に今のように大きく財政需要が変動するときでございますので、ぜひ、言ったとおりになってこうだというなら、あるいはおおむねそうだというならわかりますが、かなり違う方向になってそういう実態だということは、我々の財政認識、行政認識にかなり狂いがあるんじゃないかということをきちんとただす必要があるんじゃないかと思いますが、改めて課長は専門の立場から、それから市長は行政のトップとしての立場から、どうかという御見解をお伺いしたいと思います。

それから下水道の関係ですが、今課長の方から細かくお答えがありました。年度の収入、それから狭い意味での諸経費ですね。実は下水道の収支というのはそうじゃなくて、施設の償却費だとか、あるいはその維持管理に係る市の職員の人件費も含めて見ないと、実際の収支状況というのはわからないようになっておりますし、とりわけ流域下水道にしても、それから今行われている集落排水等にしましても、実人口1人当たりでいえば、県と弥富市の流域下水道の負担分は恐らく130万前後。集落排水も、また実人口で割れば恐らくそういうたぐいのものになると思うんです。そういうものをつくってそれを償却していく、相当の借金をして、それも含めてやっていくということが、住民の要望だからといって本当に大丈夫な

のか。いよいよことしから連結決算で、そういう特別会計の借金も含めてやるということに18年度からなるわけですが、しかもかなりのところが起債を発行するときに国の許可が必要な団体になるというふうに言われておりますが、その大部分の要因は下水道なんですよ。

だから、いろんな選択肢があるということが一つと、もう一つは東海地震のような大地震に襲われたときにどうなるかは、神戸の例でもわかる。ただ、神戸は局地的な地震なんです。東海地震みたいなのは、東京から名古屋までというような地域がけたの違うエネルギーで襲われたときの被害なんかを考えますと、回復の時間というのは物すごくかかりますよね。そうすると、1ヵ所の処理場に海部津島一帯というようなところを集中するようなやり方が本当に今ふさわしいかどうかも含めて、あす起こってもおかしくないと言われるような状況のもとでの対応としても、いろいろな選択肢を持ちながら、より効果的な方法に進めていくことは当然でございます。

というのは、もう既に小型合併浄化槽もそうでございますが、この辺でいえばイオンタウンのように、その施設自身がそういう下水道処理場とほぼ同等の能力を持つ施設を持っているところが結構あるわけですよ。こういうものも有効に活用しながら、一日も早い下水道計画の整備を全体として進めていくということを考えたら、今までの流れをそのまま進めていくのか、ここでいろんな状況も含めて検討するかということも含めて、これは財政問題も含めてですが、検討することについてはそれはそれで必要な時期に来ているのではないかと思います。改めて御答弁いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） ここで1時間たちましたので、休憩をいたします。45分まで休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） では、休憩を閉じ、会議を続けます。

総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 行革関連についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、市といたしましては第3次行政改革大綱に基づきまして実施をいたしておるところでございますが、市の財政状況につきましては、監査委員の意見書にもございますように、少子・高齢化対策、社会福祉の充実、都市基盤整備等の各分野において行政需要が増加しており、この状況に対応するために事務事業を見直し、限られた財源を有効・効率的に配分すべきことを指摘されております。

このような中で、平成17年度の決算におきましては、普通交付税が不交付となり、財調も足踏み状態でございます。また性質別の経費におきまして硬直性の強い義務的経費が増加

しておる半面、将来のまちづくりの基礎をつくる投資的な経費が減少傾向になっております。バランスのある配分をするために、自主財源比率を上げていく必要があると考えております。今後におきましても、将来の行政需要を見越した上で、時代の流れに沿った健全財政の維持に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（大原 功君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） 国保関連について御説明申し上げます。

議員も御承知のように、国保には税の減免、一部負担金の減免という２種類の減免がございまして、そういった意味で市長と担当との意見はいささかも違うものではございません。

法第44条の一部負担金の減免につきましては、過去から御説明しているとおり、海部津島地区の課長会で研究中であります。議員先ほど言われました生活保護基準ということも研究の考慮の一つとして、現在、鋭意研究を進めているということで御理解願います。

○議長（大原 功君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 下水道の再検討ということで今お話がございましたけれども、下水につきましては、今の公共下水を中心に今後も進めていきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 三宮議員。

○32番（三宮十五郎君） まず最初、財政の問題ですが、一般論として、全体に財政は厳しくなっておるということは、今の実態を見れば明らかです。同時に、住民の行政需要というのも多くなっていることも事実ですから、今言われたように効果的・効率的に使う、引き続いて改革の努力をするというのはだれも否定することではないと思うんです。ところが、19億円削減すると言って、それはほとんどできてないか、ないしは削減目標に入れていかんものが9億円も入って19億円だと。これをやらんと大変なことになるというような、財政の基本から外れたようなやり方がまことしやかにされるというようなことだとか、あるいはそう言って、ほとんど実際は削減されてないのに、収支をとると、実際には前年度に比べて基金と歳計剰余金が合わせて4億円弱ふえておる実態というのは、そういうふうきちんと初めから理解しておれば、もっと別の対応ができるわけですね。だから、9億円除いても10億円ぐらい削らんと大変なことになると言ったんですが、実際に削られたお金はそんなに多いものでないということは、さっき課長からも報告があったとおりです。

そうすると、我々の弥富町の財政に対する、あるいは行政の潜在的な力に対する認識と、予算を立てたときや行革計画を立てたときと事実は違っておるわけですから、その違いがなぜ生じたのか、もっと専門的な分析も加えて、なるほどこうだということが、市長も、議会も、あるいは職員の皆さんも一致できる土台をきちんとつくって、今後総合計画をつくっていく、あるいはこれからはそれに合わせて財政計画をつくるということも約束されています

から、その土台をつくる上では、今こそ本当に共通認識を一致させる努力を、これは中心になるのは、私は当然市長部局だと思うんですが、先頭になって、また私たち議会もそういう勉強をきちんとしていくことが強く求められているということについてはどうですかという私のお尋ねについては、いろんなことは言われるんですが、お答えがありませんので、改めて市長なり、責任ある立場の人から、今いろいろ皆さん努力されているんですが、残念ながら計画時点と実際との間にはかなり開きがあるから、もっと本格的な検討や分析をする。専門家の力もかりて、特に今後長期計画をこれからつくるわけですから、その土台をきちんとさせるということは、今弥富市に求められている一番大切なことのひとつだと思いますが、この点についてひとつ率直な御見解をお伺いしたいというのが1点であります。

それからもう一つは、市長とそれぞれの、特に福祉に関係する課の見解の違いがないと。市長は、法律に定められておったり、条例もかなり改正されておりますから、そこに沿ってやると。特に我が町の多くの条例に、市長が必要と認めたものは必要と認めた額をというのがありますし、さっき言った44条の関係は、確かに今、海部地域の課長会で検討されておりますが、同時にこれは法律で定められてあるものですから、弥富の条例が不備でも、対象になる人があれば申し出てもらえばやりますというのが、かなり以前でしたが議会答弁でもあったわけですね。ところが、検討中ということで、実際になかなかやられておりませんので、ここで改めて、少なくともそれぞれの条件に合う生活保護と同等か、ないしはそれに満たないような収入の人たちが申請をした場合には、ほとんどのことで対応できると思うんですが、市長は今までもそうだとされてきたわけですから、それについてはまず実施をします。規則や、あるいは海部地域の検討会では、恐らく下のことについてはあんまり異議がないと思うんですが、上限をどこまで認めるかということ、あるいはどういう認め方をするかということはなかなか難しい問題がありますので、これは検討課題ですが、少なくとも生活保護基準を割り込む、あるいは同等以下という場合には、申し出れば、条例や規則が不備であっても、法律で定められているものについてはやるから、窓口にも申請書を置くということも言われたこともあるんですが、その点については今も変わりはないかということを変更して御確認いただきたいと思うんですが、これが2点目。

それから、下水道の計画は確かに今つくられておりますから、そのとおり進むというのが今の開発部長の御答弁でした。だけど、下水道が実際に供用できるのは、まだ結構先ですよ。それごく一部です。実際に全域が供用になるのは、恐らく早くても20年、30年、あるいは場合によっては50年先かな。ずうっと計画してきたところで、県下で20年や30年で終わったところというのはほとんどないわけですから、そういう中で東海地震やそういうものにも直面していくとかもありますし、同時に、特に名古屋のような大都市はともかく、そうでないところの市町村が一番苦しんでいるのが、実はこの下水道の長期にわたる借金。しかも、

従来はほとんどが返す費用の交付団体で、半分は国が面倒見てくれるという状況の中でさえそうですが、これからはそうはいかんよということが言われておる時期に、やめるかどうかの検討はともかくとして、本当に我が町のために財政計画や将来計画、あるいは災害対策を考えたら、どういう手法をとるのがいいかという検討はいろんな機会にやられて当然であると思いますが、その点についての、3回でございますので御答弁いただいております。

それと同時に、今口頭で報告していただきましたが、皆さんも聞いていただいたと思うんですが、あれだけのことをメモすることはできませんので、ひとつ文書でそれは御報告を聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 助役。

○助役（加藤恒夫君） 先ほどの財政関連、下水関連、いろいろまだ再度お尋ねがございました。

財政関連につきましては、基本的には先ほど総務部長が申し上げたわけでございます。将来にわたっての財政状況というのは、基本的には相当厳しくなる状況と感じております。そして、今日あるいろんな公共施設等につきましても、まだまだ耐震だとかいろんな関係で見直しを図っていかなくちゃならないいろんな財源が今後必要になってまいります。そういったことで、先ほどお話がありましたように、基本的には単年度決算ということではございませんけれども、やはり財政調整基金の問題につきましても、他からしてみますと、この規模から低い状況にもありますし、そういったことをいろいろ想定した段階で先ほど申し上げたとおりでございますので、ひとつよろしく御理解がいただきたいと思うわけでございます。

言っているポイントが若干違うぞというようなお話がございましたら、そういった面につきましても、絶えず財政計画というのは見直しをかけて今後進めなくちゃならないと認識いたしております。そういった面の中で、いろいろ先ほどの御指摘の件につきましては対応をとらせていただき、進めさせていただきたいと思うわけでございます。

それから、下水の関係も再度ございました。下水道関係は、今担当が事業効果とか今の加入率とかいろんなことで、言葉で述べたわけでございますが、合併浄化槽の問題につきましては、この前後からしてみると、そういった形で対応しておるところは数多くあります。しかし、私どものこの地形といいますか、環境状況からしてみると、やはり今の公共下水、農業集落排水、コミュニティ・プラントというのが、コミュニティ・プラントはある程度合併浄化槽に近い形のものになるかと思うわけでございますが、小規模で効率的な運営をしておりますので。しかし、そういった問題の中を考えてみますと、やはりこの地域については、例えば1キロ管路をつくった場合にどれだけの世帯が結べるかとか、いろんなことがありまして、この地域についてはまだまだ下水道関係で進めていく方がいいということで今日まで

進めております。山間地におきましては相当飛び地で、管路を引いても1軒とか2軒しか接続できないという飛び地の問題等もありまして、そういったところにおいては、広く国の方も合併浄化槽との二本化ということは言うておりますので、当然そのような対応をされていると思っております。

それから、この地域につきましては、伊勢湾に対する排水の水質基準というものが非常に厳しくなってきたておりまして、小型合併浄化槽ですと、その処理場が幾つかあるわけございまして、そういった排出基準が変わった段階のときに、こういった大きな下水であれば、排水基準を変える研究をすればすべてクリアするわけですが、小型合併浄化槽ですと、それぞれの数多くの浄化槽の見直しをかけなきゃならないというような問題等もいろいろございまして、現段階についてはこれが正しいと思っておりますし、今後もこの方針で進めさせていただくということでございます。

それから、収納率の低下という問題につきましては、市といたしましては非常にこういった問題について強く危機感を感じておるわけでございますが、医療改革が進められている中で適切な財政運営ができるように努力する中、低所得者の方々に対する対策等につきましては早くまとめ上げまして、そういったことを踏み切っていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いがしたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 以上をもちまして質疑を終わります。

お諮りいたします。

条例議案第75号は厚生常任委員会に、議案第45号は総務常任委員会に、議案第46号・第47号は厚生常任委員会に、議案第48号は総務常任委員会に、議案第49号は建設経済常任委員会に、議案第50号は厚生常任委員会に、議案第51号は建設経済常任委員会に、議案第52号は総務常任委員会に、議案第53号・54号は厚生常任委員会に、議案第55号は総務常任委員会に、議案第56号は建設経済常任委員会に、議案第57号は厚生常任委員会に、議案第58号は各常任委員会に、議案第59号・第60号は厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案17件は以上のとおり付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 浅 井 葉 子

同 議員 中 山 金 一